

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

### 1 日時

令和4年12月6日（火曜日）

午前10時0分開会、午後2時2分散会

（うち休憩 午後0時5分～午後1時0分）

### 2 場所

第4委員会室

### 3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、山下正勝副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、  
岩崎友一委員、神崎浩之委員、高橋但馬委員、木村幸弘委員

### 4 欠席委員

工藤勝博委員

### 5 事務局職員

阿部担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、伊藤併任書記、  
千葉併任書記

### 6 説明のため出席した者

#### (1) 商工労働観光部

岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、  
阿部参事兼経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、  
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、  
小野寺商工企画室企画課長、畠山産業経済交流課総括課長、  
金野産業経済交流課地域産業課長、  
千葉観光・プロモーション室プロモーション課長

#### (2) 県土整備部

田中県土整備部長、幸野技監兼道路担当技監、加藤技監兼河川港湾担当技監、  
小島副部長兼県土整備企画室長、上澤まちづくり担当技監、  
照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室特命参事兼企画課長、  
菅原道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、  
嵯峨都市計画課総括課長、小野寺下水環境課総括課長、  
小野寺建築住宅課総括課長、乙部港湾課総括課長、  
伊藤建設技術振興課技術企画指導課長

### 7 一般傍聴者

1人

## 8 会議に付した事件

### (1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

- ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)  
第1条第2項第1表中  
歳出 第11款 災害復旧費  
第3項 商工労働観光施設災害復旧費  
第2条第2表中  
追加中 10
- イ 議案第22号 岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第13号 オートキャンプ場条例の一部を改正する条例
- エ 議案第23号 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

### (2) 県土整備部関係審査

(議案)

- ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)  
第2条第2表中  
追加中 16~19
- イ 議案第31号 内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第32号 岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- エ 議案第33号 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- オ 議案第35号 リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第12号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
別表第7の改正関係
- キ 議案第16号 大船渡港永浜地区海岸防潮堤(第2工区)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

### (3) 次回の委員会運営について

## 9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

工藤勝博委員は、入院加療のため欠席とのことであります。御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会

議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第11款災害復旧費第3項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、追加中10及び議案第22号岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正のうち当部関係の歳出予算補正は、11款災害復旧費、3項商工労働観光施設災害復旧費の2億4,777万2,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の説明欄、中小企業等復旧・復興支援事業費補助は、令和4年3月の福島県沖地震により被害を受けた中小企業等で構成するグループが行う施設復旧等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、4ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のうち、追加のうち当部関係のものは、事項欄10、指定管理者による岩洞湖家族旅行村管理運営業務であり、岩洞湖家族旅行村の管理運営業務が翌年度以降にわたることから、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。

○高橋観光・プロモーション室長 続きまして、議案第22号岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明いたします。

関連する議案は、議案（その2）の128ページ、議案第22号と、債務負担行為については議案（その1）の4ページ、第2表中10であります。なお、説明は、お手元に配付している資料により行います。

配付資料1ページをごらんください。初めに、1、提案の趣旨であります。岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、議決を求める内容であります。岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者として盛岡市を指定しようとするものであり、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の経緯であります。(1)、選定委員会の概要であります。外部委員4名を含む5名の委員で構成する家族旅行村及びオートキャンプ場指定管理者選定委員会を設置し、第1回選定委員会において基本方針、募集要項、選定基準の策定、第3回選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行いました。なお、第2回については、陸前高田オートキャンプ場指定管理者選定に係る基本方針・選定基準等について審査を行いました。

(2)、募集及び申請受付期間、(3)、申請団体数であります。令和4年8月26日から9月26日まで公募を行い、1団体から申請がありました。

資料の2ページをごらんください。(4)、審査結果であります。審査は、県民の平等な利用の確保、効果的・効率的な管理計画、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員が採点し、盛岡市が指定管理者の候補者として選定されました。

最後に、4、債務負担行為限度額であります。債務負担行為限度額は、5年間で2,500万円を設定しようとするものであります。

以上で岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者の指定に関する議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 令和4年3月の福島県沖地震のグループ補助金についてお伺いいたします。

去年2月、それからことしも3月に新幹線がとまるくらいの大きな地震がありました。今後のことも含めて、いい事例としてとどめ置きたいと思っておりましたのでお聞きするのですが、当初一関市が該当ということだったのですが、現在市町村がふえまして花巻市、北上市、一関市、矢巾町、平泉町となっておりますが、おのこの自治体の対象金額と件数についてお伺いしたいと思います。

それからあわせて、どういう被害があったのか。例えば飲食店などそういうことはわかるのですが、飲食店、ホテル、観光施設等以外での特徴的な被災の対象、内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 福島県沖地震につきましては、神崎浩之委員御指摘のとおり、当初一関市ということでありましたけれども、地震の直後、各自治体から被害状況の報告を頂戴いたしました。その結果、花巻市、北上市、一関市、矢巾町及び平泉町の5市町から41事業者について被害があったという報告がありました。この中には被害額が少額のものもありましたので、最終的にグループ補助金の申請に至らなかった事業者も含めて41事業者で総額3億5,100万円余という被害の報告がありました。

こちらにつきまして、どのような被害かということでもありますけれども、一関市等においては業種にかかわらずということで、やはり震度の大きかった地域に集中的に被害が出ていると私どもも受けとめておりますけれども、例えば大きな酒屋の従前からある設備が

破損したですとか、工場関係でも中の敷地に段差が生じるようなこともあったと聞いておりますけれども、地域ごとで強弱が分かれている形になっていると把握しております。

○**神崎浩之委員** おのおのの市町村の額や対象施設数などはわかりますか。対象になる、ならないは別なのですけれども、41 事業者で今回のことも含めて6億円ぐらいになっていますけれども、一関市だけでなく広がったのはいいことだと思っているのです。そのようなこともあって、どのような県内の状況だったのか、わかればお聞きします。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 大きなところですが、北上市の被害額でいきますと約9,500万円ほど、矢巾町では500万円、平泉町ですと100万円、その他は一関市でありますので、割合的には、先ほど申しました被害額の大宗を占めるのが一関市で、あとは北上市、矢巾町、平泉町と、いわゆる本線沿いに被害があったと把握しております。

○**神崎浩之委員** グループ補助金の補助率は4分の3だと思っているのですけれども、10分の10の対象のものもあったのか。それから3月に地震があってもう大分たっていますけれども、一関市ではぼちぼち修繕も始まっているようなのです。10分の10の対象のものも含めて、実際お金が支払われるのはどのぐらいの時期になるのか教えていただきたいと思います。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 今神崎浩之委員からも御説明いただきましたように、グループ補助金は基本的に補助率4分の3とするものでありますけれども、今回の福島県沖地震につきましては、特定被災事業者という要件を満たすと、上限はありますけれども定額の10分の10補助をいただける制度であります。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者かつ東日本大震災津波の被害を受けて復旧している、あるいは厳しい債務状況にある、売り上げが減少しているなど、幾つかの要件がありまして、これに該当するかどうかというところで今要件に合致するか否かを検討している事業者はありますけれども、現時点で10分の10で交付決定を受けた特定事業者はありません。

あと、補助金の支出の時期でありますけれども、事業完了した後に完了検査を行って補助金申請をしていただくということですので、事業完了から若干のお時間を頂戴しますけれども、そこは事業者ごとで事業を完了する時期に違いがありますので、完了後順次補助金が交付される流れになっております。

○**神崎浩之委員** 一関市で特殊な例は、例えば病院なども対象に入れてもらったということがありますし、それからおのおのでグループを組んで申請するというのは非常に大変なことだったのですが、今回は商工会議所が窓口になって全ての事業者を取りまとめてもらったということもあって、事業者にとっても非常に良かった事例だと思っています。こういう仕組みをつくってもらえれば、本当に伴走型ののだと思って感謝するところであります。いずれ10分の10の可能性もあるということで、結構新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の再開の足かせになりましたので、進めていっていただきたい。

当初福島県知事がグループ補助金、グループ補助金と結構声を高く言っていて、岩手県は対象にならないかと思ったのですが、我々自由民主党も県議会2月定例会の休会日に視

察して、被害の状況について明確に届けたということもあって、このようなことが今後の災害にもいい学習になったと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○**軽石義則委員** 岩手県立岩洞湖家族旅行村の件で申請団体が1団体ということで、ほかにはなかなか出てこないのか、それとも1団体にいつもお願いしているのでそうなるのかわかりませんが、まず岩手県立岩洞湖家族旅行村のこれまでの利用率や状況はどうなっているのかお伺いします。

○**高橋観光・プロモーション室長** 岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者ですが、盛岡市のみの1者の団体の申請でありました。

現状でありますけれども、利用者の入村者数で見ますと、令和3年度が1万2,607人、令和2年度が1万8,498人、令和元年度が2万1,135人と、アウトドアレジャーの高まりやキャンプブームもあり利用者数は増加しているのですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって若干減った状況です。特に昨年度は夏休みの期間に県独自の岩手緊急事態宣言もありまして、その期間が非常に多くのお客様がお越しになる時期だったので、そういった形で若干減っている状況であります。ただ、オートキャンプ場の有料施設の利用件数で見ると、それほど変わっていない形で、キャンプには来ていただいている状況です。

○**軽石義則委員** コロナ禍でアウトドアはかなり人気も高まって、他のキャンプ場などは例年と比較するとかなり利用率が高まっているというお話もあります。そういう意味でこれから利用率も高まってくると思うのですが、指定管理者がしっかり管理してくれているし、利用向上に向けた取り組みもされていると思うのですが、県としてその辺はどのように把握してどのような支援をされているのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 指定管理者選定委員会の場においても利用促進については話が出されまして、その際に独自のウェブアンケートをしていらっしゃるということで、やはり現在は新規の利用者よりもリピーターの方が非常に多く利用されているということもあり、今後リピーター向けの対応も考えていかなければならないのではないかと、ということも話が出されたので、その辺のことも踏まえて指定管理料の中で対応できていければと考えております。

いずれにしても、盛岡市内や近隣エリアを中心にコアなファン層、リピーター層が多く、青森県、宮城県、福島県など県外からも一定の認知を得ていますので、そういった方々に再度利用していただけるよう進めていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 施設も大分丁寧に扱っていると思うのですが、やはり使えば古くなるし、利用者からの要望等もあったようですけれども、施設の修繕等についての要望等も来ているのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 軽石義則委員御指摘のとおり、建設後約30年以上が経過しており、また施設全体の劣化も著しく進んでおります。アンケート調査でも施設の破損について利用者からの声がありまして、施設面での改善が必要であるということで、

今年度もトイレの改修等を県で実施するなど対応させていただいているところであります。

○**軽石義則委員** そういう部分も支援しているということであると思えますし、声もよく拾っていただいているとは思いますが、指定管理者に負担がかかるようなことがないとは思いますが、しっかり連携をとって進めてもらえるようお願いして終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号オートキャンプ場条例の一部を改正する条例及び議案第23号岩手県立陸前高田オートキャンプ場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋観光・プロモーション室長** それでは、議案第13号オートキャンプ場条例の一部を改正する条例及び議案第23号岩手県立陸前高田オートキャンプ場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明いたします。

関連する議案は、議案（その2）の98ページ、議案第13号、指定管理については同じく129ページ、議案第23号であります。なお、説明は、お手元に配付している資料により行います。

配付資料の1ページをごらんください。初めに、1、提案の趣旨であります。オートキャンプ場の使用許可の対象施設の範囲を改め、その利用料金の上限額を定めようとするものであります。また、オートキャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、経緯についてであります。オートキャンプ場は東日本大震災津波以降、被災者の応急仮設住宅や復興工事関係者の宿泊施設として利用されており、キャンプ場としての利用は休止しておりました。令和4年4月から民間のノウハウを生かした収益性の高い施設とするため、設計施工を一括で発注するデザインビルド方式を採用するとともに、整備後の管理運営を見据え、指定管理予定者を一括して選定し事業を進めております。

次に、3、オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

(1)、条例改正の内容、ア、オートキャンプ場の使用許可の対象施設の範囲を改めることにつきましては、施設の整備に伴い、新たな施設等としてドッグランサイト等を追加しようとするものであります。また、老朽化などによりドームハウス等が撤去されることから、条例から削除しようとするものであります。そのほか、名称の変更を行っております。

次に、イ、オートキャンプ場の使用許可の対象施設の利用料金の上限額を定めることについて御説明いたします。資料2ページをお開き願います。今回の施設改修による施設の新設や改修などに伴い、新たに利用料金の上限を定めようとするものであり、現行の利用料金や整備に係る費用などをもとに算定したものであります。改正内容は、表に記載のとおりであります。オートサイトを例に説明させていただきますと、テントサイト、キャンピングカーサイトをテントの大型化に合わせて区画を統一して、オートサイト区画に整備し、上限額を宿泊は8,000円、一時使用は2,700円にしようとするものであります。

(2)、条例の施行期日等についてであります。施設の再開はキャンプ場の芝が根づいた段階を予定していることから、具体的な時期については別途規則で定めるものであります。なお、条例の施行前においても、知事の承認を受けて改正後の利用料金を定めることが可能となるよう、準備行為について規定することとしております。

次に、4、指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。資料の3ページをごらんください。(1)、議決を求める内容であります。株式会社スノーピークを指定管理者として指定しようとするものであり、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、(2)、指定管理者候補者の選定の経緯であります。オートキャンプ場の整備に当たりましては、施設整備後の管理運営も見据えて、設計者、施工者とあわせて指定管理予定者を一括して選定した上で、指定管理者選定委員会において審査を行っております。

まず、ア、事業者選定委員会についてであります。5月23日に企画提案の審査を行い、株式会社スノーピークを指定管理予定者とするグループが事業者として選定されました。

次に、イ、指定管理者選定委員会であります。資料の4ページをごらんください。延べ3回の委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果、株式会社スノーピークが指定管理者候補者として選定されました。

以上でオートキャンプ場条例の一部を改正する条例及び岩手県立陸前高田オートキャンプ場の指定管理者の指定に関する議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告について発言を求められておりますので、これを許します。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告といたしまして、岩手県中小企業振興第3期基本計画の策定について御説明いたします。

説明は、便宜、お手元にお配りしております資料に基づき御説明をいたします。1の策定の経緯及び2の策定の趣旨等について、現在の中小企業振興基本計画の計画期間が令和4年度までであることから、今般、中小企業の振興に関する施策を継続的に推進するため、第3期基本計画を策定するものであります。また、本計画は、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により今回御報告するものであります。

3の策定する基本計画等の案の概要について、本県の中小企業振興に関する目指す姿を実現するための施策等について定めようとするものです。

それでは、現時点における計画素案の概要につきまして御説明いたします。A3判カラー刷りの資料をごらんください。タブレットでごらんの委員におかれましては、少々見づらいかと存じますので、お手数ではありますが、拡大してごらんください。

左上の第1章、計画の基本的な考え方では、中小企業振興条例、基本理念、計画期間、いわて県民計画（2019～2028）との関係について記載しております。第3期基本計画は、条例第3条の基本理念を基本的な考え方とし、第2期基本計画の実施内容等を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を継続的に推進するものです。計画期間は、2023年度から2026年度までの4年間です。いわて県民計画（2019～2028）と一体的に推進することとし、仕事・収入分野を初め、各政策分野の中小企業に関する施策を横断的に推進してまいります。

その下、第2章、中小企業・小規模企業者の現状と課題では、県内企業数、県内総生産、開・廃業率、経営者の平均年齢等、各種データを記載しております。

真ん中の欄に移りまして、本県中小企業・小規模企業者の課題として、震災復興ではハード整備はおおむね終了したものの、事業者の販路回復や従業員確保への支援、主要魚種の不漁対策などに取り組む必要があること、人口減少、高齢化の進行など、中小企業を取り巻く厳しい環境に加え、コロナ禍によりデジタル化が急速に進展したことから、デジタル技術の活用による生産性向上に向けた取り組みが一層必要となっていること、経営者の高齢化が全国を上回って進行しており、円滑な事業承継に向けた取り組みが求められてい

ること、雇用環境では人口減少に対応した労働力確保が課題であることなどの課題について整理しております。

右上、第3章、目指す姿では、企業の魅力向上、働きやすい環境、中小企業の商品・サービスの利用の促進の三つの取り組みにより、資金、商品・サービス、人材・雇用など、地域経済を地域で回すことにより持続可能で活力ある循環型の地域経済を目指す旨を記載しております。

その下、第4章では、第3期計画の重点取り組み事項として、東日本大震災津波からのなりわいの再生、新しい三陸の創造、コロナ禍等からの事業継続支援、自己変革力の向上、デジタル技術等による労働生産性の向上、労働力確保、若者・女性等が働きやすい雇用・労働環境の構築、起業、スタートアップ及び事業承継の推進の4項目を設定し、項目ごとに取り組みを整理して体系化するとともに、項目ごとに県内企業の先進事例を掲載します。今後第2期アクションプランとの整合性を図り、新年度予算も反映させた内容といたします。

具体的施策については、1の人材の確保・育成、広報活動から10の消費の促進等まで、条例の規定に基づき、重点取り組み事項と同様、取り組みを整理、体系化してまいります。こちら第2期アクションプランとの整合性を図り、新年度予算を反映させてまいります。

一番下、第5章、計画推進に向けてでは、推進体制、市町村との連携、中小企業の受注機会の確保等について記載をしております。

次に、別冊素案により御説明いたします。タブレット上では、素案は別ファイルとなっております。素案の54ページをお開き願います。こちらには目指す姿を記載しておりますけれども、先ほど御説明した目指す姿の達成度をはかるため、指標を設定することとしております。第2期基本計画では、従業者1人当たりの付加価値額、総実労働時間、高卒者の県内就職率及び県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合を掲げております。第3期基本計画では、今後第2期アクションプランの議論及び予算編成過程を踏まえ検討してまいります。

次の55ページから72ページまでは、先ほど御説明した四つの重点取り組み事項ごとに主な施策の概要及び指標を記載していくこととし、第2期アクションプランの関連する政策項目を記載してまいります。

73ページをお開き願います。ここには、中小企業振興条例に基づき、(1)の事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実から(10)の消費の促進等までの施策を記載しております。

次の74ページから82ページまでは、施策ごとに主な施策の方向及び指標を記載していくこととし、第2期アクションプランの関連する指標を記載してまいります。これらの部分につきましても、今後第2期アクションプランの議論及び予算編成過程を踏まえ検討してまいります。

少し飛びまして、91ページをお開き願います。本計画の策定に当たりましては、商工

指導団体や中小企業者等外部の委員で構成する委員会などにおける議論を踏まえた意見等を今回の計画素案に反映させたところであります。今後パブリックコメントや地域説明会での御意見や商工観光審議会、本計画の外部委員会での御意見などを踏まえて内容を修正、整理した上で、県議会2月定例会において計画案を御審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 中小企業振興基本計画検討委員会の名簿を見ているようですが、このメンバーの選考方法はどのようになっているのでしょうか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 今回の外部委員会につきましては、いわゆる有識者の方々ということでありまして、まず商工指導団体の方や、あるいは中小企業者の方からも直接御意見を伺うということで、各商工指導団体から御推薦という形もいただきながら、中小企業者の方も交えて各商工支援関係機関などの皆さんとともに委員会をつくっている状況であります。

○軽石義則委員 団体の方は前にも県とのかかわりがあった方々も多いようですし、実際現場の声をお聞きする上では、人数に限りがあるとすれば仕方ないとしても、業種等もいろいろあると思いますし、業界それぞれの課題もあると思うので、中小企業者のメンバーをもう少しふやすほうがさらに細部にわたって意見を聞けるのではないかと思います。選ばれています中小企業者の皆さんはそれぞれ独自の仕事をしっかりやっている方々のようですし、当然それをもって推薦されてきていると思うのですが、現場の声を聞きますと、中小企業といってもやはり幅が広いわけですし、私に聞こえてくるのは、人材確保で苦しんでいるところはもっと厳しい業界が多いのではないかと感じていまして、それをさらに広げる考えはないのでしょうか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 現場の声をより広く聞く取り組みではありますが、こちらの審議会の外部委員会は外部委員会としてお話を聞きつつ、今回の計画策定におきましては、より現場の声を聞くということで、各団体を通じての形もありますし、私どもさまざまなヒアリングを重ねております。その中で、軽石義則委員から御指摘のありました人材の確保や例えば沿岸部でより厳しい状況にある方のお話など、その辺のところは幅広くお話を伺うようにはしております。

また、来週あたりから県で4カ所にはなりますけれども、地域説明会という形で素案を紹介しながら、さまざまな意見を頂戴する機会も設けておりますので、そのあたりは外部委員会を基本としつつ、いろいろなお話を聞く機会を積極的に設けてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 いろいろな場面でお聞きしていただいているのも承知しております。ただ5年間の計画ですので、その計画が基本となってその5年間でどう取り組むかということになると思いますので、各業界団体からもいろいろ要望が来ていて、それについても先日一般質問でもお聞きして、きちっと対応していただいているという答弁をいただいて

おりますからそれは大丈夫だと思うのですが、そういうところに参加することによってそれぞれの意識も高まってくると思いますし、みずから県の基本計画をどう実践していくかということを広げる意味でも私は大事ではないかと思っておりますので、今後の取り組みの中でぜひ考慮していただければと思います。

では、この際ですけれども、旅行業の状況について、いろいろ支援していただいてきて、年末年始を迎えて、コロナ禍ではありますけれどもどう新しい年を迎えていくかという状況になってきているのではないかと思います、旅行業者の事業状況、経営状況など含めてどのように把握されているのかお聞きいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 旅行業の事業状況であります。官公庁の主要旅行業者の旅行取扱状況速報（令和4年9月）でありますけれども、こちらでは総取り扱い額が昨年同月比で国内旅行では約2倍の194.2%、海外や外国人旅行も含めた全体では2倍を超える214.3%となっておりますが、コロナ禍前の2019年、令和元年度ですけれども、同月比では国内旅行では79%、全体では52.6%にとどまっております。

また、岩手県旅行業協会からは、多くの旅行業者がコロナ禍で多額の融資を受けながら事業を継続していて、まだ厳しい経営環境から抜け出せずにいるとも伺っております。

こうした状況から旅行業者の事業状況については、徐々に需要が回復しつつありますけれども、コロナ禍前と比較すると依然厳しい状況にあると捉えております。

○軽石義則委員 やはり厳しい、上向きになってくると新型コロナウイルス感染症が上向きになってきて、いろいろ努力しているのですが、思いどおりにいけないということです。お借りしたお金も返さなければならない時期に来ているという、苦しさが非常に二重、三重ではないかと思うのですが、そういう中で旅行業に関連すれば、貸し切りバス、貸し切りタクシーの支援もしておりますし、あといわゆるいわて旅応援プロジェクトも実施されていて、県としてはできる限りの支援を今展開しているのですが、貸し切りバス等といわて旅応援プロジェクトの現状はどのようになっているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 旅行業者の支援策の状況でありますけれども、昨年4月から継続的に実施しているいわて旅応援プロジェクトでは、現在実施中の全国旅行支援となる第3弾においても旅行業者を通じた旅行代金の割引等も行っておりますし、こうした取り組みによりまして旅行業者の支援を行っているところであります。

今軽石義則委員からお話のあったとおり、貸し切りバス、貸し切りタクシーにつきましては、11月14日から事業者からの補助金交付申請の受け付けを開始いたしまして、11月23日から事業を開始したところであります。12月2日現在で貸し切りバス事業者18者、貸し切りタクシーの事業者37者、延べ55者に対して交付決定を行っているところであります。

○千葉プロモーション課長 いわて旅応援プロジェクトの旅行会社の実績につきましては、第2弾の9月の精算分までの数字になりますけれども、金額にしまして約4億8,000

万円、人数としましては約12万人余といった実績になっております。

○**軽石義則委員** 予算の執行率はどういう状況ですか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 貸し切りバス、貸し切りタクシーで申し上げますと、貸し切りバスの予算が2,400万円でありましたが、今回18者で約2,300万円ではほぼ満額となっております。貸し切りタクシーについては、予算額として1,860万円で、これは途中の数字であります、現在37者で730万円余となっております。

○**軽石義則委員** すぐ出てこないということは、かなり進んでいるのか、把握し切れていないのか、事務局も大変多忙の中いろいろ対応していただいているのだと思うのですが、貸し切りバスの話を聞けばもう満額です。ただこれから冬場を迎えて、冬場の強化にやはりスキー場等の対応等含めていろいろ発生してくるのではないかと思うのですが、やっと上向きになってきて事業を展開したい、支援があればさらに拡大できそうだとしたときに、もう予算が終わりましたではどうなのか。貸し切りバスは一応2月までの期間になっているのだけれども、もうすぐ予算も終わる。その後の支援として、これから補正予算も出てきて、違う意味でもいろいろ支援しているのですけれども、そういうところをさらに補強していく。今後年末年始、年度末に向けてかなり厳しい状況が予測されるとすれば、そこをどう支えていくかが大事だし、期待されているところも、みずから努力することは当然ですけれども、努力を超えた部分については幾らかでも支えてもらえるということがあれば、次の展開も考えられるのではないかと思うのですけれども、その点はどうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 今後の対策ということでありまして、まず来年1月から3月まで県、市町村、観光関係者が連携して、スキーや温泉などのウインターリゾートや食などをテーマに冬季観光キャンペーンを展開することとしておりまして、首都圏などに岩手県の魅力を発信するイベントの開催や県内を広く周遊、滞在する取り組みを実施することとしておりまして、こうした取り組みが旅行商品の造成、販売等につながるものと考えておりますし、また先般、観光庁から年明け以降の観光需要喚起策が出ておりまして、今後の感染状況を見きわめた上で、これまでの全国旅行支援の制度を基本に実施することが発表されておりまして、引き続きこうした形で旅行業者等を通じた旅行需要の拡大が期待されるところでありますので、こうした取り組みを通じて旅行会社も含めた県内観光事業者を支援していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** その部分をきっちりに対応していただくことが大事だと思っておりますし、コロナ禍ではありながら、最近私の周りの皆さんも家族や夫婦などでの旅行が広がってきていて、岩手県内も旅行どうですかと聞いたら、岩手県はずっと支援してきたので、ほかに行ったほうがクーポンによってプラスが多いのではないかというお話も聞いているのですけれども、その部分はどうか。

○**千葉プロモーション課長** クーポンにつきましては幅広いところで使える形になっておりますし、他県によってはチェックイン、チェックアウトのときにしか使えないといっ

た例もありますけれども、本県につきましては 10 日間使えて、使いやすい形でやっております。

○**軽石義則委員** そうすると、全国と比較しても、岩手県には利用しやすい有効なクーポンがあるというアピールになっているということなのですか。

○**千葉プロモーション課長** 有効なアピールになっているかどうかというところですが、非常に使いやすい形でやっていると思います。

○**軽石義則委員** 使いやすいければ、利用者ももっと岩手県に来ていただけるのだと思うし、年末年始、年度末まで含めて、さらにいろいろな意味でそれぞれの観光地が努力して競争していくとすれば、その中で冬場の岩手県をどう売っていくかというのは大事ではないかと思うのです。だから、そういう意味も込めて今聞いたので、先ほど執行率も把握がなかなか難しい状況の中で、現状がわからなければ次の手を打つにもなかなか打ちづらいつているのではないかと考えているのですけれども、その部分はもうしっかり現状を把握しているし、次のことも考えていますということを、県民の皆さんに、また岩手県に来たいと思う人に伝えていくことが大事だと思うのですけれども、質問も少しばふっとしていたけれども、どうでしょうか。

○**千葉プロモーション課長** まず、先ほどの執行率ですけれども、いわて旅応援プロジェクト第2弾につきましては、現地ベースでいきますと約 84 億円配分しておりまして、そのうち精算実績が約 70 億円でありますので、約 8 割ほどの執行率となっております。

今後につきましては、国で年明け以降の全国旅行支援を引き続き実施するといった方針も示されておりますので、それに合わせていろいろプロモーションをかけながら、岩手県の PR に努めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 期待されているところも多いので、貸し切りバスはもうこれから冬場、間違いなくふえてもらわないと全体の利用者もふえてこないと思いますし、旅行業も先ほど高橋観光・プロモーション室長がお話ししたとおり、これからいわゆる資金を返す時期に入ってくるのに、収入が入ってこなければ返せない。聞くところによると事業継続するためには一定の資料を出して承認をもらわないと事業継続できないということも聞いてまして、しかし資産をしっかりと証明していかないとルール上厳しいということもあつたりして、ただやはり売り上げが下がっていて、負債は多いけれども、収入のめどが立たないとなれば、今度その仕事をする事すらできなくなるのではないかといった不安を抱えている事業者もいるようではございますけれども、それらの部分についてはどのように把握されているでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 軽石義則委員御指摘のとおりでありまして、コロナ禍の影響を受けた旅行会社、旅行者に対する取り扱いについては、令和2年3月に観光庁から、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の決算書類をもとに基準資産額を算定するなどの方法によりまして対応して差し支えないという通知をいただいております、私どもも更新手続に際してはそちらをもとに手続をしているところであります。この取り

扱いについては、現在の通知が今年度いっぱいまでということでありましたので、来年度についてはどうなるかということは今国に問い合わせているところであります。

なお、これにつきましては国から弾力的な運用というお話があつて、さまざまな事例がありまして、私どもも事例ごとに調査し、わからないところを聞きながら、あるいは事業者にもできる限り資産がある形で出していただきたいということで、それは出てきたものを見ながら国に対して照会をかけているということで、少しおくらせている事務もありますけれども、できる限り弾力的な運用の中で、国も納得していただきながら対応していただけるように、こちら調整しながら進めていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 弾力的な運用と、そしてやはり事業意欲を失わないような支援策もやはり大事だと思いますし、多くの皆さんにその策が浸透できればさらにいいと思いますし、支援の輪が広がっていくことも大事だと思いますので、ルールはルールとして守ることは大事ですけれども、県内の事業者がしっかり次の仕事につなげられるように、希望を持つような支援をお願いして終わります。

○**岩崎友一委員** 岩手県中小企業振興第3期基本計画に関して大きく2点です。いろいろ説明いただいて、ぱっと見ですけども素案はまとまっていっていい気がするのですが、絵に描いた餅にならないために実効性が非常に大事だと思います。

まず一つが重点取り組み事項に復興の関係で入れてもらってまして、あと先ほど説明いただいた素案の55ページなど、復興関係の指標も見ているのですが、なりわいの再生というと、農林水産業で漁業、水産業といった小さい業種にどうしても絞られるのかと思つて、もう少し被災地全体の経済を見る必要があるだろうと思つています。

ですから、指標の置き方なのですけども、今復興需要も終わりましたから、東日本大震災津波前と比較して売上げが今どのような状況かとか、売上げが東日本大震災津波前より回復している企業の割合など、そういったもう少し大きな視点を設けていただきたいというのが一つあります。業種によって多分差もあると思つますし、そういったものをしっかりと拾っていけば、逆に県として、商工労働観光部に限らずいろいろな部局でどういった支援が必要かという新しい対策を講じることができると思つますので、そういった視点を復興の部分では取り入れていただきたいと思つのですが、県の考え方はいかがですか。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** ただいま岩崎友一委員から御指摘いただきました復興に関する指標につきましては、岩崎友一委員御指摘のとおり、やはり東日本大震災津波から11年を経まして、なりわいの再生、応急的な復旧、復興の段階から、交通ネットワーク等を活用して、まさに新しい三陸を創造していくという過程を今後4年間進んでいくわけですので、東日本大震災津波前からどのくらい売上げが上がっているかといった大きな視点での指標の検討につきましても、今後進めてまいりたいと考えております。

○**岩崎友一委員** それを再度データをとつて、業種別に何が悪い、何が悪いと分析をすれば、次につながる施策、大事なヒントになると思つますので、県全体としてよろしくお

願いたいと思います。

それと、第5章の計画推進に向けてということで、中小企業の受注機会の確保とありまして、これは非常に大事な視点だと思っております。私も今思い浮かぶ中では、建設、土木、建築も含め、通信、電気なども、県内受注率が低いというのは業界からもずっと言われてきていまして、今回具体的な指標としてもしっかりと割合を入れているのは大事な視点だと思うのですが、私不勉強ですけれども、第2期基本計画にも県の官公需契約件数に占める中小企業等の契約件数の割合というのはあったのですか。もしあったとすれば、その実績を教えてくださいいただけます。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 こちらの受注機会の確保に関連しまして、第2期基本計画におきましても官公需の契約件数の中小企業割合は、目指す姿の指標として設定しております。そして、こちらにつきましては、令和元年度からの実績を順次申し上げますと、令和元年度は87.5%、2年度は87.8%、3年度は87.4%と、おおよそ87%台で推移をしている状況であります。

○岩崎友一委員 これは大体の感覚でいいのですが、例えばさまざまな備品も含めて各部局から発注があるかと思うのですが、県土整備部関係から土木、営繕、電気、通信が占める割合はどのくらいかは把握されているのですか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 こちらの割合を出すに当たりましては、県庁の各部局に照会をかけております。その中で大きく工事、サービスや物件などと分けております。感覚的になって恐縮ですけれども、工事の割合はむしろ少なく、物件やサービスは全体の契約件数自体も大きくなっているとは把握しております。細かい工事ごとにつきましては、今手元にありませんけれども、工事自体はこの契約件数の中では大きな割合は占めていないようだということでもあります。

○岩崎友一委員 令和元年から3年までの実績ですと87%など非常に高い数字だと思うのですが、多分県土整備部や復興防災部の防災課なども絡みますけれども、通信などはこのように高くないのです。すごく低くて、県外業者がとってしまっているということです。ルール上、WTOに係る分などは仕方ないとしても、やはりそれは建設技術振興課がしっかりグリップして、やはり極力県内業者がとれるような入札条件をつくっていくのも必要だと思います。それを取りまとめるのが商工労働観光部だと思いますので、この数字をさらに上げるためには、この3年間の実績を含めてきちんと分析をして、その上で各部局と連携して取り組みを進めなければいけないと今思っていますので、ぜひその辺をしっかりと分析していただいた上で対策を講じて、さらなる割合の上昇につなげていただきたいと思います。

最後、そういった方向で進んでいただけるのかどうかを確認して終わります。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 この割合を出すに当たり、各部局に調査をした上でということで、結果についても回収しております。そして、岩崎友一委員御指摘のとおり、低いところに関しては特段の対策、対応をぜひお願いしたいというお知らせも、つい先般



も部局には改めて通知しております。商工労働観光部としても、改めて我々自身でも分析を重ねて、強く働きかけるなどといった取り組みを重ねながら、割合の上昇に努めてまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 全国旅行支援における電子クーポンについてお伺いします。全国で複数展開している電子クーポンの導入が必須となったと理解していますが、準備状況をお知らせください。

○千葉プロモーション課長 電子クーポンの準備状況でありますけれども、現在電子クーポンを先行して導入している自治体の事例なども把握しながら、現在本県における電子クーポンのシステムについて検討しているところであります。

国で年明け以降、開始時期はまだ明確にしておりますけれども、今回追加提案で補正予算案を提出させていただきますけれども、議決後なるべく早く宿泊施設やクーポンの取り扱い事業者に電子クーポン化も含めて制度の概要もお示ししながら、参画の意思確認も含めて準備を進めていきたいと考えております。

○高橋但馬委員 今後検討しながらということだったと思うのですが、例えば株式会社JTBがよく使うのだと、ニフティペイやリージョンペイ、デンソーなどがあるのですが、その辺の候補がもう選定されていて、その中の一つを選ぶ形になるのでしょうか。

○千葉プロモーション課長 システムはいろいろありますけれども、現在全国旅行支援で導入している実績や費用面なども勘案しながら、なるべく使いやすいシステムを導入していきたいと考えておまして、今検討中であります。

○高橋但馬委員 例えばですけれども、大阪いらっしやいキャンペーンなどあるのですが、大阪府ではリージョンペイを採用しており、インターネットでかなり炎上しています。QRコードでクーポンをチャージするのだけれども、金額の確認画面がフリーズしてしまって、要するにチャージしたお金がゼロになるということが繰り返されるのがインターネットで今かなり出ていて、そういうことも参考にしながらシステムの選定を進めていっていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○千葉プロモーション課長 先行して導入している例が何件かありますので、そういった事例も聞きながら、システムの選考は進めていきたいと考えております。

○高橋但馬委員 岩手県で使う場合、事業者を含め利用者が満足できる形のものを選定するようにお願いしたいと思います。

○神崎浩之委員 岩手県中小企業振興第3期基本計画については、私も軽石義則委員と同様で、検討委員会のメンバーを見たらOBが多くて、退職金をいっぱいもらって年金ももらっている人がどれだけ中小企業の痛みがわかって計画をつくってくれるのか非常に心配なのです。やはり事業者というのは、自分の家を担保に入れて、厳しい中、毎月毎月の資金繰りを汗水垂らしながら歯を食いしばって、年を越せるかという中で必死にやっていて、立派な基本計画よりもあしたの資金繰りだという状況をぜひ反映させていただかないと、

県民から笑われるのではないかという気がしております。

59 ページ、60 ページの自己変革力の向上というのが概要版の右側に入っていて、これはやはり重要です。今までの商売にしがみついている、やはり情勢に合わないということなので、少し遠慮がちに指標も出ておりますけれども、こういうところをやはり主導、支援、啓発していただきたいと思います。一生懸命頑張っても、時代に合わない商売してもあしたが厳しいですということをお願いしたいと思っています。これは意見があります。

この際の方で、私も実は新たな旅行支援と消費対策の通告は出していたのですが、最終日に提案ということで遠慮しながら聞くのですけれども、今度は電子クーポンになるのですが、実際に電子クーポンのイメージが湧かなくて、今であれば例えばチェックインのときに紙のクーポンをもらい、それを使うということなのですけれども、今の高橋但馬委員の話の聞いても全然イメージが湧かなくて、具体的にチェックインしたときに自分のスマートフォンにポイントをもらって使うのかと思っていたのですが、これはどういう仕組みなのか教えていただきたい。

**○千葉プロモーション課長** 東京都の例で言いますと、まず利用される方が電子クーポンの専用アプリをスマートフォンに入れて、宿泊施設にチェックインするときに、ホテルからQRコードがついた紙を渡されて、スマートフォンがある人はQRコードをスマートフォンに取り入れて使いますし、スマートフォンを持っていない方はその台紙を持って使える店に行って買う。スマートフォンが使える方はお店に行って、レジに専用のQRコードが示されているので、それにかざして使う。簡単に言うとそういった仕組みになっております。

**○神崎浩之委員** そうなのですか、困ったね。仕組みも面倒だし、不具合があるとなると、またさらに消えたポイントのように言われそうな気がするのだけれども。最初にアプリをダウンロードしなくてもいい方法はあるのでしょうか。紙をもらっても全然電子クーポンにならないような気もするのだけれども、どうなのですか、大丈夫ですか。

**○千葉プロモーション課長** そのほかにもいろいろなやり方があるのですけれども、国ではあくまでもスマートフォンを使った形での電子クーポンを原則とするとしておりますので、まずは国の方針に沿った形でやっていく方向で検討しております。

**○神崎浩之委員** 苦悩の状況がわかりますけれども、いずれ不具合があるのですが、やはり国もDX、DXと言っているのではない部分なのかと思っています。使える人、使える店が少し狭まる気がしますけれども、いろいろな課題があるということです。

それから、新たな旅行支援が始まるのですが、先ほどのやりとりもそうなのだけれども、現在の状況で、どのぐらい使われて、どのぐらい残っているかはタイムリーにどこもわからないということですね。前回の委員会でもわかったのですが、国もわからないし、旅行代理店もわからないし、お店もわからないし、県もわからないということで、全体の中でどこがどう余っているのか、使っているのかは把握できないということなのですけれど

ども、前回旅行サイトからの予約よりも地元の事業者の枠のほうをふやしてくれということで、そういう体制になっているのですけれども、あともう1カ月もないので、実は私、地元の事業者の枠の予約が余って使い切れないのではないかという不安を今持っているのです。ホームページで見ると、岩手県はもう終了しましたと出るのです。でも、一関市1件、盛岡市1件、それから盛岡市周辺の温泉旅館に1件、私が電話をかけてみたら余っているのです。だから、ネットでいろいろ予約するのですが、どこか大手旅行サイトでも岩手県は販売終了しましたと出ているのです。だけれども、実際は直接電話かけると余っているのです。あともう1カ月ないので、実は使い切れなくていいのではないかと心配しているのですが、そのあたりはどうでしょうか。一般的にはもう完売、完売、終わり、終わりとして出ているのですけれども、いかがでしょうか。

○**千葉プロモーション課長** 今回いわて旅応援プロジェクトにつきましては、当初12月20日までだったのですけれども、国が公表しまして、27日までという状況になりまして、これに合わせて宿泊施設に現在の状況を確認してまして、そのときに余るという施設もありましたので、その辺につきましては予算の再配分の見直しをかけて、きのう各施設には御連絡したところであります。

○**神崎浩之委員** 追加の再スタートを切ったときに、1日、2日で終わったという感じでもう諦めているところが多いのですけれども、実際には余っているという声が聞こえています。全国のホームページでも、ネットは終わったけれども直接施設に御連絡してみてくださいといったことがあると、こういうこともないのではとったりしているのですけれども、施設予約分については県で直接把握できると思うので、何とかまい形で効果的に使って、1日、2日でもう完売と言いながら実際は余っていたというのはどういうことなのだとしたことにならないように頑張っていたきたいと思います。

それから最後に、観光におけるMa a Sの活用状況についてどうなっているのかというところで、今まで旅行する場合には目的地を決めて、そして自分でコースを選んで、自分でバスを予約したり、電車を予約したり、タクシーを予約したり、店を予約したりするのが一般的だったのですが、Ma a Sを使うと、目的の場所だけ設定すれば、スマートフォンでバスなどさまざまな交通手段の予約や支払いもできるし、それから観光地にも行けるということで、県土が広い岩手県にとっては、やはり二次交通が最大の課題だと言われているのですけれども、観光におけるMa a Sの活用状況と展開について、県の認識をお伺いしたいと思います。

○**高橋観光・プロモーション室長** 観光におけるMa a Sの活用状況と今後の展開についてであります。

まず、JR東日本が実施しているTOHOKU Ma a Sについては令和3年4月1日から東北6県とJR東日本とが連携して実施しました東北デスティネーションキャンペーンに合わせて展開されたところであります。東北各県におきましてサービスが展開されまして、本県におきましては一関市、平泉町エリアでオンデマンド交通の予約決済、交通チ

チケットの購入、レストランや土産物店、観光施設等で利用可能な電子チケットの販売等が行われたところであります。

こうした取り組みについては、東北デスティネーションキャンペーン終了後も継続的に実施されておりまして、コロナ禍においても安心、安全な旅行が楽しんでもらえるということで電子チケットなどの事前購入といったキャッシュレスなどが促進されたものと受けとめております。

また、当部ではありませんが、ふるさと振興部におきまして、県及び県内鉄道、バス事業者が主体となって導入しました北いわてMa a Sについてでありますけれども、こちらについては令和3年10月6日から、盛岡、県北、沿岸北部地域を対象に同エリア内の周遊、往復する電子チケットの予約販売、発券、市町村等に交通の検索サービスの提供、観光施設、飲食店、宿泊施設と交通サービスが連携した商品販売、観光情報やクーポンを提供するサービスを実施してきております。

現在は、交通事業者が主体となってサービスを継続しているところではあります。県としては、利便性の向上に向けて利用可能な施設等が充実していくように事業者に働きかけているところであります。今後も観光振興につながるようなMa a Sの取り組みについて取り組んでいきたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 実際の利用状況などはわかりますか。私もダウンロードしたのだけでも一回も使っていないくて、デマンド交通にも使えるということで、市内でも使えるはずなのですが、なかなか慣れない部分があって、三陸鉄道に乗りたい、御所野遺跡に行きたいなど、これもやはり新幹線の駅からのアクセスがわからないからダウンロードすることが多いですね。行きたいのだけれども、何か大変そうだったことがあって。そういう意味で、今モデル的にやっているところもすごく重要だと思うのですが、利用状況や今後の展開、県としての支援等があれば教えていただきたいと思っております。

○**高橋観光・プロモーション室長** TOHOKU Ma a Sについては、JR東日本で実施しているのですが、公に出している数字等は特にありませんでしたので、こちらについてはわかりませんが、北いわてMa a Sのデジタルチケットの販売実績につきましては、令和3年10月から令和4年9月末で総計では509枚販売されているということで、特に多かったのがきたいわてぐるっとパスの右回り、盛岡市、二戸市方面からぐるっと回るコースが非常に多く販売されていた状況であります。

今後の取り組みについては、先ほどお話し申し上げた部分も重なりますが、いずれにしても使える事業者をふやしていくのが一番ですので、そういった周知などをまずしながら、できるだけ民間主体でやっていただきたいと思っております。今回の北いわてMa a Sについても、実証事業という形で展開しましたので、これは特に岩手県北自動車株式会社などでシステムを使って行うという話でありましたけれども、こういったものを有効に活用しながら進めていきたいと思っております。やはり使えるような事業者がふえていくことによって、この利用も図られていくと思っておりますので、そういった周知を進めていきたいと思いま

す。

○**神崎浩之委員** 地域内交通の関係で、バスなども含めた交通弱者といったところから来ているということもあるので、ぜひともそういう部署ともタイアップして、一緒に広めていきたいと思います。観光にもつなげていただきたいと思います。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

では次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。なお、菅原建設技術振興課総括課長は療養のため欠席となりますので、御了承願います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第2条第2表債務負担行為補正中、追加中16から19まで、議案第31号内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第32号岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第33号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第35号リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上5件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼県土整備企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の追加中、当部関係は5ページに参りまして、16、指定管理者によるリアスハーバー宮古管理運営業務から19、指定管理者による御所湖広域公園（艇庫を除く）管理運営業務までの4事業であり、これは当部関係の公の施設のうち指定管理者にその管理を委託するものについて、期間及び限度額を設定しようとするものです。

なお、指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつきましては、後ほど関係総括課長から御説明いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**嵯峨都市計画課総括課長** それでは、議案（その2）の137ページをお開き願います。137ページに議案第31号内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、138ページに議案第32号岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、139ページに議案第33号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを記載しておりますが、それぞれ関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

なお、140ページ、議案第34号は、議案第33号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてと同名の議案であります。岩手県立御

所湖広域公園のうち艇庫の指定管理者を指定しようとするものであり、文化スポーツ部所管の施設であることから、文教委員会に付託されているものであります。

それでは、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、1、趣旨についてであります。県立都市公園のうち、内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明申し上げます。(1)、選考委員会の概要についてであります。外部委員3名、庁内委員1名の計4名により県立都市公園指定管理者選考委員会を設置し、この委員会によって申請資格や審査方法等を定めた募集要項を定め、申請のありました団体の審査を行ったものであります。

委員の構成は、ア、委員に記載のとおりであり、イ、協議の概要に記載のとおり、委員会を2回開催し、御協議いただいたところであります。

次に、(2)、募集期間についてであります。令和4年8月3日から9月8日までとしたところであります。

次に、(3)、申請団体数及び審査団体数についてであります。それぞれ1団体から申請があり、申請書類及びプレゼンテーションの内容により審査したものであります。

次に、(4)、審査結果についてであります。資料の2ページに記載の選定基準に基づき審査を行った結果、各申請団体が持つノウハウ等を生かした管理運営が期待できることなどにより、それぞれ指定管理者として適当であると認められたものであります。審査結果の詳細につきましては、3ページから5ページまでに記載しているとおりであります。

2ページにお戻りいただき、次に3、指定する指定管理者についてであります。内丸緑地につきましては特定非営利活動法人緑の相談室を、岩手県立花巻広域公園につきましては公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を、岩手県立御所湖広域公園につきましては小岩井農牧株式会社と有限会社フォレストサービスの共同体であるKOIWA I・Fを指定しようとするものであります。

指定の理由であります。内丸緑地の指定管理者、特定非営利活動法人緑の相談室は、植栽管理に対するノウハウや実績を有しているとともに、ボランティアと連携した公園管理が期待できることであります。岩手県立花巻広域公園の指定管理者、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、スポーツ事業におけるノウハウや実績を有しているとともに、細かな事業計画により計画的な運営が期待できることであります。岩手県立御所湖広域公園の指定管理者、KOIWA I・Fは、植栽管理に対するノウハウや実績、長期的な管理の視点、公園内の施設を把握したエリアごとのさまざまな計画を有しており、計画的な運営が期待できることであります。

最後に、4、指定期間についてであります。前期と同様に5年間とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○乙部港湾課総括課長 議案（その2）141 ページをお開き願います。議案第 35 号リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明いたしますので、議案説明資料の6ページをお開き願います。初めに、1、趣旨についてであります。リアスハーバー宮古の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明申し上げます。（1）、選定委員会の概要であります。外部委員4名、内部委員1名の計5名によりリアスハーバー宮古指定管理者選定委員会を設置し、その委員会において募集方針及び募集要項について協議していただくとともに、申請のありました団体の審査を行ったものであります。

委員の構成は、ア、委員に記載のとおりであり、イ、協議の概要に記載のとおり、委員会を2回開催し、御協議いただいたところであります。

次に、（2）、募集期間についてであります。令和4年8月1日から9月9日までとしたところであります。

次に、（3）、申請団体数及び審査団体数についてであります。1団体から申請があり、申請書類及びプレゼンテーションの内容により審査したものであります。

次に、（4）、審査結果についてであります。四つの選定基準により審査を行った結果、各委員とも高い評価であったことから、申請団体が指定管理者として適当であることが認められたものであります。審査結果の詳細につきましては、資料8ページに記載しております。

7ページにお戻りいただきまして、次に3、指定する指定管理者についてであります。特定非営利活動法人いわてマリフィールドを指定しようとするものであります。

指定の理由であります。特定非営利活動法人いわてマリフィールドは、マリンスポーツの専門的な知識やリアスハーバー宮古の指定管理者としての実績を有しており、一層のマリンスポーツ振興が期待できるとともに、安定的な施設運営を行うことができると認められたものであります。

最後に、4、指定の期間についてであります。前期と同様に5年間とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 審査結果の内容を確認したいのですが、内丸緑地は配点が60点で、これは多分通常の公園とは違うという考え方だと思うのですが、特に項目3の配点の構成がこうなっている理由をお示し願いたいと思います。あとそれぞれ採点しているのですが、極端に配点と採点の差が大きい評価になっているのですが、採

点の合計値が何点以下であったらいわゆる1者であっても失格になるなど、合格点はどのレベルを指しているのか、それをまず最初に説明願います。

○**嵯峨都市計画課総括課長** まず初めに、内丸緑地の60点と他との違いということであります。資料の3ページに内丸緑地の審査結果を記載してありますけれども、他の公園で特に違いがありますのは、他の公園は3番の配点が50点ということで、内丸緑地は配点が10点で60点となっております。違いを申しますと、例えば4ページにありますスポーツ振興事業団は100点満点の例でありますけれども、この中では利用促進のための計画やサービス向上のための計画、ほかに施設管理の手法が省かれているということで、軽石義則委員御指摘のとおり、内丸緑地につきましては特に公園の施設等があるわけではなく、内丸官公庁あるいはそれらを利用する企業の皆様等の憩いの場といった緑地でありますので、そういった点で他の施設より簡略化しているところがあります。

続きまして、配点と採点の結果ということでもありますけれども、各施設ともおおむね8割程度の得点をとっているということでありまして、項目によっては、これは4人の審査委員のそれぞれのプレゼンテーション等を聞いた結果の採点でありますので、あとは審査委員の点数のつけ方ということもありますけれども、あと全体的には審査委員からは8割程度点をとっているのです、おおむね適正ということで評価できるということでもあります。

なお、例えば1者の場合でどのぐらいの点数であれば適、不適というポイントになるかということですが、審査委員会におきましては、あらかじめ何点というボーダーラインを決めているものではありませんけれども、採点の結果によって、例えば極端に低い点数であれば、それは1者であっても指定管理者として指定することが適であるか否であるかということを改めて委員会の中で御議論いただいて、決定するという仕組みであります。

○**軽石義則委員** いわゆる何点とればいいという問題ではないということですね。そうすると、事業者に対して高い、低い、もう少しここはしっかりやってくれといった評価の低いところもあると思うのです。採点の結果について事業者とのやりとりはあるのですか。

○**嵯峨都市計画課総括課長** 審査結果につきましては、選定候補者とする際に応募団体にも通知しておりまして、今選定の理由として申し上げたような評価も含めてお伝えしています。植栽の管理ノウハウが認められたなどというほかに、期待したいことなどということで、例えば積極的な情報発信などに努めてほしい、ニーズ把握に努めてほしいといった委員会の中で出た意見につきましても添えて指定管理者候補者にはお知らせをしておりますので、指定管理に当たってはそういった点も含めて管理をしていただくということにしております。

○**軽石義則委員** そういう適正な対応をされているとすれば、やはり審査結果のところにこういう点数になった評価と事業者とのそういうやりとりも資料としてつけていただければより丁寧だと私は思うのですけれども、今後はそのようにしていただけるのでしょうか。



あと、内丸緑地の件で、項目3が10点だけというのは、私はもう少しあってもいいのではないかと思います。なぜかといいますと、公園そのものはいいと思いますが、昼時間、夕方含めて、歩道のあたりの喫煙ではないかと想定しているのですけれども、かなりの人数で煙が流れてくる気がして、利用者にとって本当にそういう意味でいろいろな声が出ていないのかどうか。管理方法の中に具体的に点数が入っていないので、サービス向上のための計画、特に利用促進のための地域住民や関係団体との連携などという項目は、私はあってもいいのではないかと考えていますし、もっと言えば敷地外で喫煙させるのではなく、敷地内できちり管理して分煙したほうが私は社会的にも公の立場としてもいいのではないかと思うのですが、その議論はここでしてもしょうがないと思うのですが、そういうことも管理者としては考慮していく時期でないかという思いで今聞いているのですけれども、どうでしょうか。

**○嵯峨都市計画課総括課長** ただいま御指摘がありました1点目の審査結果等の通知ですけれども、資料の2ページ目の指定の理由などを主に通知しておりまして、先ほど付け加えて申し上げました、こういったところを期待しているなどといったところもありますので、それについては今後いろいろ検討させていただき、どのように対応できるか考えていきたいと思っております。

あと、公園の喫煙の話もありましたけれども、例えば緑地の中で分煙といったお話も出ましたが、これにつきましては県全体の方針にのっとりまして、いわゆる公の施設、公衆の場につきましては、それぞれ施設に喫煙場所は設けていないということでありまして、そういった全庁的な対応等も勘案して対応しているところであります。あとは地域の皆様との連携というお話もありましたので、花壇の緑化などは地域のボランティアの方々と連携して、例えば花壇やプランターを設置するなどといった環境美化等には努めております。喫煙の問題につきましては、内丸緑地ということではなくて、いわゆる公衆の場での喫煙のマナーということに通ずるかと思っておりますので、そういったところでの対応になるかと考えております。

**○軽石義則委員** 喫煙のマナーは、皆さん当然踏まえてやっていると思っておりますけれども、緑地から敷地は別だと言ったとしても一連の箇所になっていますし、桜の時期は結構観光客も多く来て楽しんでいただいています。そうすると、休むところも、内丸緑地の価値というか、そういう意味では非常に高いのではないかと思います。吸っている人を排除しろと言っているのではなくて、そういう意味で共存できるものにしていくことが大事ではないかということをお願いしているのであって、国に対して法律から直してくれというのであれば、これはまたいろんな意味でそういう動きもしなければならぬと思っておりますけれども、設置者としては、そういう声もしっかり把握していただいて、そこを排除するのではなくて、そこでそういうこともできる方法も今後は考えなければならぬのではないかと思います。内丸地域全体の課題として考えていくことも、旅行客や観光客の中にも分煙でたばこを吸いたいという人がいないとも限らないわけですので、そういう対策を今後考えてい

くのはいいのではないかと思います。県土整備部がその主体になってやれるかどうかは別にしても、違う公園だって私は一緒だと思うのです。多分公園内で吸えないと思いますから、吸えるところに行って吸ってくださいということにしなければならないと思うので、そういうことを考えていただける余地はあるのでしょうか。

○**嵯峨都市計画課総括課長** 公園内の分煙ということではありますが、先ほど答弁したとおり、公の施設の一つでありますので、基本的には全体の方針に沿って禁煙ということで設置させていただいておりますけれども、そういった公園施設のみでなくていろいろな公の施設等もありますので、そこはそういった県全体の方針等に従ってやっていく考えでありますので、申しわけありませんが、今の段階でどうできるということはまではお答えしかねますので、御了承いただきたいと思います。

○**軽石義則委員** 私はたばこは吸わないので、吸わない立場として排除しろと言っているのではなくて、吸っている方も吸わない人も共存できる社会がいいと私は思っていますので今お願いしているところですけども、嵯峨都市計画課総括課長のところで決断できないとすれば、田中県土整備部長がどのように考えているのかを聞いて終わりたいと思います。

○**田中県土整備部長** 私もたばこはやめた口ではありますので、昼食を食べた後、この辺かいわいを散歩していますが、あそこに一列に結構連なっているのは見えています。その隣に、公園敷地外で、吸っているかどうかはわかりませんが、そういう方々がいらっしゃるのかと思っておりますが、いずれ公園を管理していく上で、はたから見た感じでどういった声があるのかというのはまず聞いてみる必要があるかと思っておりますので、そういった声を聞いた上で、全体としてどう取り組んでいくかというのは県土整備部だけでは当然できない話でありますので、関係する公署や近隣の施設などにそういった声があるのは伝えるなど、そういったことはもしかしたらできるかもしれませんので、いずれ憩いの場として利用する皆さん、周りも含めて、いい環境になるように公園管理者としても何か考えていく必要はあるかと思っております。

○**岩崎友一委員** 4件の指定管理のそれぞれの契約金額を教えてくださいと思います。

○**嵯峨都市計画課総括課長** それぞれの施設の指定管理料でありますけれども、今回指定期間5年分ということでお答え申し上げますけれども、内丸緑地につきましては714万5,000円、花巻広域公園につきましては2億6,176万6,000円、御所湖広域公園につきましては3億4,405万円です。

○**岩崎友一委員** 限度額が今の金額で、5年間に分けて今の金額を払うということだと思いますよね。

○**神崎浩之委員** リアスハーバーはどうですか。

○**乙部港湾課総括課長** 調べて、後でお答えいたします。

○**神崎浩之委員** 私は山から来ているので、リアスハーバーは非常に憧れなのですが、今まで行ったこともないし、どのような事業内容なのかわからなかったのですが、平成

11年に19億円ぐらいで整備して、東日本大震災津波で被災してということなのですが、委託料の中で採算を求めるものなのか、そうでないのかということも含めて、そもそもの事業の内容、利用料や船の管理などどのようなものなのか。あとは新型コロナウイルス感染症などさまざまなことがあって、この10年間の活用状況や利用状況はどうなっているのか。あと、マリンスポーツの大会等さまざまイベントもやっていると思うのですが、そういう収益金のようなものも収入に入っているのか。事業内容と収支などはどういう考え方なのかお聞きしたいと思います。

**○乙部港湾課総括課長** まず、利用の状況についてであります。今データがあるのは平成18年からでありまして、平成18年が1万3,899名、平成19年が1万5,682名、平成20年が1万9,100名、平成21年が1万7,488名で、あと東日本大震災津波を受けて施設が壊れてしまったということで災害復旧をしまして、その後、平成27年で2万6,351名、続いて28年で2万7,233名、平成29年に1万7,047名、平成30年で2万4,084名、令和元年が2万2,738名、令和2年が1万2,978名、令和3年が1万4,538名という利用があります。

あと、事業ですけれども、我々の指定管理料は施設の管理、電気料、点検料なども含めて管理をしています。

あと、指定管理者で自主事業というものもありまして、シーカヤックの教室などもやりながら、今回我々が委託している中で収入になるものでありますけれども、条例で決まっております、船舶保管施設、艇庫、平置場や港湾管理施設の中に研修室がありまして、その貸し出し料が条例上で収入になる形になっております。

各種大会の場合ですけれども、大会の中で例えば船を持ってきて講習するなど、艇庫を使用したり、置場を使用する場合はもちろん収入になります。

それ以外については、特に条例以外のところで収入はないのですけれども、いずれ自主事業の中でも収入になりながら、我々の指定管理料と合わせて指定管理者で事業をやっている形になっております。

指定管理料は余ったから返してもらうなどはないので、まずその中で指定管理者で事業をやっていただく形になっております。

**○神崎浩之委員** 本当は事業費とそれに対して採算はどのように考えるのか聞いたかったですけれども、お昼にもなりましたのでまとめて聞いて終わりにしますが、大ざっぱなくくりでいいのですけれども、利用者は県内や市内の方なのか、それともそれ以外の方なのか、どういう方が利用しているのか。それから一つの提案なのだけれども、県土整備部で所管しているのか、それとも文化スポーツ部なのかということもあって、事業をいろいろ見ると、やっていることがやはりスポーツ関係ですから、施設の管理という意味では県土整備部なのでしょうけれども、事業や内容はスポーツ関係なので、そちらに所管を移したほうがいろいろ一体的なものが生まれるのではないかとということもあって、同僚議員からの提言もありまして、そのようなことを含めてまとめて聞きますので、よろしくお願

します。

○乙部港湾課総括課長 利用者の関係でありますけれども、一般利用と、先生等や児童生徒という形があります。割合ですけれども、一般利用が約7割、児童生徒が3割ぐらいとなっております。ただ、どのあたりの人たちが利用するかというのは、一般の方々は少しくわがわからない部分があるのですけれども、岩手県立宮古高等学校などボート部があるところは生徒などの利用の中で利用されておりますし、そのほかにも内陸部からの小学校や中学校の利用もある形になっております。

所管ですけれども、我々としては港湾利用の一つ、港湾のにぎわいの中の一つだと考えておきまして、それで指定管理者を今御提案させていただいているのですけれども、こちらがマリンスポーツの専門集団ということで、結構詳しい方がたくさんいるというところもありまして、この方々というのがボートやマリンスポーツをやっていた方ということで、教育関係にもいろいろつながりがあるというところもありますので、それらの方も通じながら、我々も新たにいろいろな教育関係の方々とお話もさせていただきながら利用拡大に努めていきたいと考えておきまして、まず港湾のにぎわい創出というところで我々管理していきたいと考えておきます。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○乙部港湾課総括課長 岩崎友一委員からの御質問で、リアスハーバー宮古の指定管理料の御質問についてお答えしたいと思います。

指定管理料ですけれども、令和5年から令和9年の5年間の合計でありますけれども、3,779万5,000円を予定しております。

○佐藤ケイ子委員長 次に、議案第12号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、別

表第7の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 議案（その2）の85ページをお開き願います。議案第12号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案、県土整備部関係を御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

初めに、条例案の前提として、建築物の省エネ化に関する認定制度及び法令改正等の概要について御説明いたしますので、議案説明資料の10ページをごらん願います。1、建築物の省エネ化に関する主な認定制度の概要ですが、資料上段の表に示すとおり、認定制度が2種類あります。一つは表の左側、性能向上計画認定で、これは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく制度であります。認定の基準となる建築物エネルギー消費性能誘導基準には、建築物の外皮性能及び一次エネルギー消費性能に関する基準が定められています。もう一つは、表の右側、低炭素建築物の認定で、これは都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく制度であります。低炭素建築物の認定基準には、建築物の外皮性能、一次エネルギー消費性能の基準に加えて、再生可能エネルギー設備の導入などの条件が定められています。

次に、2、主な法令改正等の概要ですが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が本年6月に公布され、今般これに伴う政省令等整備の一環として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正が行われたところです。この改正では、2種類の認定制度の基準がZEH・ZEB水準に引き上げられるとともに、資料下段に点線囲みで示しているとおおり、認定申請単位の変更が行われたところであります。

改正後の内容を下の図に示しております。初めに、一番下の住戸のみの欄をごらんください。変更の1点目ですが、共同住宅等の住戸に対する認定が廃止となったものであります。次に、図の中段、建築物全体の複合建築物の欄をごらんください。変更の2点目ですが、複合建築物の認定については、複合建築物全体に加え、住宅部分、非住宅部分に分けて認定が可能となったものであります。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。議案説明資料の9ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の整備をするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、3、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**佐藤ケイ子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号大船渡港永浜地区海岸防潮堤（第 2 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その 2）の 122 ページをお開き願います。議案第 16 号大船渡港永浜地区海岸防潮堤（第 2 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 11 ページをごらん願います。1、工事名及び 2、工事場所は記載のとおりです。

3、工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した永浜地区に防潮堤を新設整備する工事であります。

4、設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の設計変更である第 1 回変更から第 9 回変更の主な内容につきまして、11 ページ以降の資料により説明させていただきます。初めに、14 ページをお開き願います。上段の②の図をごらん願います。第 2 回変更におきまして、道路切り回し時に車両の通行の支障となる立ち木の伐採工を追加したものであります。

次に、中段の③の図をごらん願います。防潮堤基礎工の施工による周囲への影響を把握するため、家屋調査を追加したものであります。

15 ページをお開き願います。④の図をごらん願います。地盤状況を詳細に把握するため、ボーリング調査を追加したものであります。

次に、16 ページをお開き願います。上段の⑦の図をごらん願います。第 4 回変更におきまして、追加ボーリング調査による修正設計の結果、1 工区の基礎ぐいの本数及び長さを変更したものであります。

中段の⑧の図をごらん願います。2 工区、3 工区の基礎ぐい施工時の濁水流出を防ぐため、汚濁防止フェンスを設置したものであります。

次に、17 ページをお開き願います。⑨の図をごらん願います。第 5 回変更におきまし

て、追加ボーリング調査及び県道の計画変更による修正設計の結果、2工区の基礎ぐいの本数及び上部工数量等を減としたものであります。

18 ページをお開きいただき、⑩の図をごらん願います。1工区、2工区につきまして、基礎ぐい及び本体工の施工に必要な仮設工を追加したものであります。

次に、19 ページをお開きいただき、上段の⑫の図をごらん願います。第7回変更におきまして、追加ボーリング調査による修正設計の結果、3工区の基礎ぐいの本数及び長さ等を変更したものであります。

中段の⑬の図をごらん願います。1工区と3工区につきまして、遮水及び汚泥の流出を防ぐため、仮締切矢板を設置したものであります。

20 ページをお開きいただき、⑭の図をごらん願います。2工区の防潮堤を横断する普通河川及び水路の排水路を追加したものであります。

次に、21 ページをお開きいただき、上段の⑮の図をごらん願います。第8回変更におきまして、1工区について避難階段及び管理階段の製作と設置を追加したものであります。

中段の⑯の図をごらん願います。1号陸開及び2号陸開の操作室の上屋の製作及び設置を追加したものであります。

次に、22 ページをお開きいただき、上段の⑰の図をごらん願います。第9回変更におきまして、1工区の舗装の復旧面積につきまして現地精査により増とするものであります。

中段の⑱の図をごらん願います。2工区の防潮堤の施工に必要な仮設道路を設置するものであります。

次に、23 ページをお開きいただき、⑲の図をごらん願います。本体工事の施工に必要な仮設道路及び仮設工を設置するものであります。

以上の理由により、変更契約金額が増額となるものであります。

12 ページにお戻り願います。5、契約金額であります。平成30年12月13日に議決いただきました当初契約の金額26億8,276万3,200円に対しまして、今回の変更により5億3,909万6,660円、20.1%の増となり、変更後の契約金額は32億2,185万9,860円となるものであります。6、請負者は、株式会社銭高組・豊島建設株式会社特定共同企業体。7、工期は、現在の令和5年3月31日で変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわて建設業振興中期プラン 2023（仮称）の素案について発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤技監兼河川港湾担当技監 現在策定を進めておりますいわて建設業振興中期プラン 2023（仮称）の素案について、お手元の配付資料により御説明いたします。

初めに、1、策定の経緯についてですが、建設業を取り巻く環境の変化に対応し、建設業の構造改革を推進するため、平成 15 年度にアクションプログラムを策定して以降、建設業振興の観点から定期的に策定しているものです。

次に、2、背景・策定の目的についてですが、県内の建設業は高齢化が進行し、今後見込まれる大量退職による担い手の不足が深刻となっている一方で、地域の建設企業は、社会資本整備のほか災害時における対応等の重要な役割を担っております。本プランは、建設企業が地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、県、建設企業、建設業団体が中期的に取り組む内容を示したものであり、今年度が計画期間の最終年度となっているいわて建設業振興中期プラン 2019 の次期プランに当たるものであります。

次に、3、素案の概要についてですが、資料 2 として素案本文をお配りしておりますが、今回は便宜、A 3 判の資料 1、素案の概要版で御説明いたします。恐れ入りますが、資料 1 をお開き願います。

まず、本プランは五つの章で構成しております。左上から順に御説明いたします。1、プランの概要では、背景・策定の目的、計画期間等について記載しています。背景・策定の目的は、先ほど申し上げたとおりであります。計画期間は、いわて県民計画（2019～2028）第 2 期アクションプラン（素案）と同じ令和 5 年度から 8 年度までの 4 年間であります。

次に、2 の（1）、建設業を取り巻く情勢では、県内建設業の現状や国の動向等について記載しています。まず、左側の県内建設業就業者数の推移のグラフをごらん願います。棒グラフで示した就業者は、令和 3 年度に約 4 万 8,000 人まで減少している一方で、折れ線グラフで示した 50 歳代以上の割合は 5 割を超え、高齢化が進行しています。

次に、右側の県土整備部の公共事業費の推移のグラフをごらん願います。令和 3 年度以降、黄色の東日本大震災津波分の予算がなくなり、全体の事業費は減少しましたが、赤色の防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策等の補正予算と一体的に予算を編成することにより、東日本大震災津波前の平成 22 年度を上回る規模を確保しております。

また、その他の情勢として、担い手の確保・育成、働き方改革の実現、建設 D X の推進、建設企業の経営状況、自然災害等の頻発化について記載しております。

次に、左下の 2 の（2）、前回プランにおける取り組みの評価であります。自己資本比



率、ICT活用工事の累計実施件数ともに目標を上回るなどの成果が見られた一方、完全週休2日制が十分に浸透していない状況であるほか、生産性向上の取り組み状況に企業間の格差があるなどの課題も残っております。

次に、右上の2の(3)、課題であります。御説明しました2の(1)と(2)を踏まえ、六つの課題としております。課題1として、担い手の不足が深刻となっていることから、若者や女性等の担い手の確保・育成を掲げ、課題2の働き方改革の推進、課題3の生産性の向上とともに重点事項として取り組んでいくこととしています。そして、これらの課題とともに課題4の社会経済情勢の変化に応じた経営力の強化、課題5の頻発する自然災害等への体制の確保を進めていくためには課題6の建設投資額の確保が枢要であり、今後とも必要な公共事業費の確保に注力していきたいと考えております。

次に、3、地域の建設企業が目指すべき姿についてですが、県民の豊かで安全・安心な暮らしを創り、守る、県民の幸福の追求をしっかりと支える建設企業としていきます。

次に、4、目指すべき姿を実現していくための六つの施策及び5、施策の実現に向けた取り組みですが、先ほどの課題に対応した施策として、中央下の表の左側に記載してあります六つの施策を掲げ、その施策ごとに県の取り組み、企業・団体の取り組みを13の項目に体系化し、県、建設企業、建設業団体が連携、協力し、具体的な取り組みを展開していくこととしています。

まず、施策1、担い手の確保・育成につきましては、フォーラムの開催など若者・女性等の入職促進・定着や、建設業の魅力伝播・イメージアップのための取り組みを行うこととしています。

次に、施策2、働き方改革の推進では、工事現場の週休2日の拡大など働きやすい現場環境の実現や、現場の後方支援体制の整備のための取り組みを行うこととしています。

次に、施策3、生産性の向上では、ICT活用工事の発注などICT活用の推進や、建設DXの推進のための取り組みを行うこととしています。

次に、施策4、経営力の強化では、本業の経営強化への支援など本業の強化や、適切な受注環境の整備と関係法令への対応、複業化・合併等への支援のための取り組みを行うこととしています。

次に、施策5、自然災害等への体制の確保では、建設機械等の維持への支援など自然災害等への対応や、地域社会の維持、地域貢献活動の推進のための取り組みを行うこととしています。

次に、施策6、建設投資額の確保では、公共事業の推進などにより建設投資額の確保のための取り組みを行うこととしています。

そして、これらの施策について、表の右側にあります取り組みの目標となる指標を設定し、表の下に記載させていただいておりますとおり、毎年度実施する建設業団体との意見交換の場などにおきまして取り組みの評価を行い、PDCAサイクルを機能させることにより計画の実効性を高め、本プランの取り組みを着実に推進していくこととしています。

お手数ですが、最初のA4判の説明資料にお戻り願います。4、これまでの経過及び今後のスケジュールについてですが、これまでに学識経験者、経済団体、建設業団体などから成る検討委員会を2回開催するなど、意見を伺ってまいりました。今後は、パブリックコメントや建設業団体等への意見聴取を行った上で令和5年3月下旬に計画を策定し、公表する予定としています。説明は以上であります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 まず、いわて建設業振興中期プラン2023（仮称）について確認です。県と企業と建設業団体の3者でということでしたけれども、建設業団体はいろいろな種類や種別があると思うのですが、何をもちて建設業団体と表現しているのか教えてください。

○加藤技監兼河川港湾担当技監 ただいまの建設業界団体についての御質問に対してお答えを申し上げます。

まず、私どもが考えておりますのが、建設業協会、あるいは電業協会、空調衛生工事業協会、あとは一般的に言われています、いわゆるコンサルタントの関係の方々の協会等をイメージしているところであります。

○軽石義則委員 日ごろからいろいろ意見交換をされている各種団体を総じて建設業団体と表現しているということです。企業も入っているということは団体に入っていない企業は企業で指しているのか、企業が全てその団体に加盟していることを意味しているのか、なぜ3者になっているのかということはどういう考え方なのか。

○加藤技監兼河川港湾担当技監 ただいまの御質問についてお答えを申し上げます。

まずは、そういった協会に全ての企業が入っているわけではありません。ただ、今ここに表でも示させていただいておりますとおり、企業、団体の役割ということで、まず団体に加盟されている企業は団体を通じて団体としての取り組みを進めていただくのとあわせて、これは県内の建設業の振興のためのプランでありますので、団体に入っていない方々も一緒に取り組んでいただくことを念頭にこのプランを策定させていただいているものであります。

○軽石義則委員 これまでもそういう枠組みで進められてきていて、これはまた新たに中期プランとしてその延長線上にあるという理解でいいのですね。

○加藤技監兼河川港湾担当技監 おっしゃるとおりであります。冒頭お話しさせていただきましたとおり、過去からこういったプランを策定させていただきまして、ちょうど今年度が現在のプランの終期に当たるものでありますから、今後の4年間のための取り組みとして今回策定を進めているところであります。

○軽石義則委員 これから各団体含めてヒアリング等もされていくようですので、しっかり現場の声を確認していただきたいと思っておりますし、一般質問でもお聞きしましたけれども、やはり企業誘致がどんどん来ても、生活する上でインフラを支える皆さんがいなくて岩手県の生活基盤に不安があれば、なかなか企業も来てくれないし、そこに住む皆さんも不安になると思っておりますので、そういうところのまさに基礎を支えてくれる業界のプランに

なると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、この際に入ります。県営住宅の状況について、まず1点目お聞きいたします。先般報道で国土交通省で公営住宅の自治体調査がされたようですけれども、入居要件に保証人が必要だということで、岩手県もその中に条件としては入っているようですが、市町村も含めて現状をどのように把握されているのか、まずお示し願います。

**○小野寺建築住宅課総括課長** 県営住宅を含みます県内の公営住宅の保証人規定の運用状況でありますけれども、公営住宅の入居に際しての保証人の取り扱いにつきましては、国から事業主体に委ねられている形になっておりますので、市町村の詳細な数は手元にはありませんけれども、県につきましては、県営住宅等条例の施行規則に基づきまして、入居の手続の際に入居者の家賃及び損害金に係る債務を連帯して履行の責を負うということといたしまして、原則として連帯保証人を確保することを求めているところであります。

ただ一方、近年身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえすと、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的実現のため、保証人が確保できないために入居できないという事態が生じないようにしていくことが必要だと考えておりまして、県では従前より県営住宅等条例施行規則におきまして、やむを得ない事情がある場合におきましては、入居の許可権者であります広域振興局長が認めるものにつきましては連帯保証人を要しない規定という形で運用しているところであります。

現在入居の方につきましては、事情に応じて保証人を求めなかった災害公営住宅入居者を除きまして、保証人の確保、それから家賃債務保証会社というものの契約によりまして入居されている状況になっております。

**○軽石義則委員** 災害公営住宅は別建てということのようですけれども、広域振興局長が認めるということで、現段階で広域振興局長がどのぐらいの件数をそれぞれで認めているのですか。広域振興局別に押さえているものなのか、県全体としてどういう状況にあるのか。また、災害公営住宅の状況はどういう状況なのかお示し願います。

**○小野寺建築住宅課総括課長** まず、県営住宅におきます状況ですけれども、入居される皆様は親族等が保証人になるケースが多いですけれども、保証人が確保できなくて辞退したという形にはなっておりません。

また、災害公営住宅におきましては、退去等もありますので細かい数字は押さえていませんけれども、1,760戸管理しているうち十数件と把握しております。

**○軽石義則委員** 県営住宅は今のところ保証人がついていないのはいないということです。いわゆる広域振興局長が認めて、債務負担会社などに頼んでいる人の数はわかりませんか。

**○小野寺建築住宅課総括課長** 県営住宅の入居の際に、身寄りが無いといった事情によりまして連帯保証人を立てられないという入居希望者が県営住宅に入れないということを守るために、連帯保証人よりも滞納後の県への支払いが早く確実であるということ、それから民間の会社ですので民間ノウハウにより滞納者の支払いの促進が期待されるという

ところがありまして、令和2年9月から県営住宅に家賃債務保証会社と入居予定者の方が契約していただきまして、その上で入居いただくという制度をとっております。こちらの制度の活用状況ですけれども、令和4年3月末現在で36名の方が利用されています。

○**軽石義則委員** 債務保証会社は、やはりある程度の費用が発生すると思うのですけれども、どういう費用が発生するのですか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 債務保証会社につきましては、県が公募をかけて県が指定している形になっておりまして、現在1社あります。こちらの制度を活用する際は、入居予定者の方は、債務保証会社との契約時に一括払いで6万円を支払っていただくことによりまして、家賃月額21カ月相当分の保証が受けられるという形になっております。

○**軽石義則委員** 保証人もいない方で、いわゆる所得も低くて、一括6万円というのは少し負担が大きい気がするのですけれども、それを補助する制度は今のお話だとないようでも、21カ月の期限が切れると、また新たに契約し直すということなのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 家賃債務保証会社との契約になりますけれども、基本的に21カ月分相当額を保証するという形になってはいますが、家賃の保証につきましては12カ月、1年間になります。1年を過ぎますと、家賃保証会社から家賃としての保証は受けられませんので、そこから先は通常の県の滞納の指導になり、県から家賃を払ってくださいという形になります。

残りの9カ月分につきましては、12カ月以上滞納を続けている状況であります。今度は県から住宅を明け渡してくださいなどという住宅の明け渡し請求の手続になります。その際に、例えばきょう出ていってくださいと言ったときに、きょう出ていかないと、あしたからは家賃ではなくて損害金という形になります。損害金と、出ていった後に部屋の中に残置物があったときの処分のために、家賃保証会社から県が9カ月分保証を受けるという形になってはいますので、家賃としては1年間、12カ月という形になっております。

○**軽石義則委員** そういう制度は、活用する方は当然しっかり理解した上でされているということですね。災害公営住宅も同じような制度があるのですか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 災害公営住宅の入居に際しましても、同じ制度になっております。

○**軽石義則委員** 所得があればしっかりと納めたいというのは全て入居者の方は同じ気持ちだと思うのですけれども、コロナ禍、そして物価高の状況の中で、保証人のいない方だけでなく、通常入居している方々も非常に大変ではないかということです。ただ、平等性のことがあって12カ月という保証期間で入っていただき、きちんと支払えば継続できるという制度でしょうから、それはそれとしていいと思うのですけれども、現状そういう意味で家賃の滞納状況などはどのようになっているのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 家賃の滞納状況でありますけれども、3カ月以上の滞納者という形になりますけれども、令和3年度で429人、令和2年度で301人という形で、

年度を追うごとに若干ふえている状況になっております。

○**軽石義則委員** その中で、まさに退去の命令を出して退去した方や猶予措置などもあるのででしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 家賃の滞納におきましては、3カ月以上もしくは県で決めた額を滞納した際には、次は訴訟という形になります。1カ月からですけれども、当然家賃を払わない場合には、県から払ってくださいという連絡が行きます。その際には、先ほど軽石義則委員から御指摘がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症などの拡大によりまして雇いどめや収入が減ったという方につきましては、県営住宅の家賃は収入に応じて決めていますので、申し出さえ受ければ、収入を見直して家賃を再算定するという制度も行っていますので、納入指導の際に状況を聞き取りながら、適切に家賃算定してお支払いいただくという形で今やっているところであります。

○**軽石義則委員** これは災害公営住宅も全て一緒ということでもいいかと思えますけれども、そういう配慮もしていただいているという前提で運用されていると思います。

保証人をつけていただいている皆さんは、今本人に代わって保証人が債務負担しているというところは把握されているのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 保証人の方の責務といたしましては、県といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、滞納の抑止、それからいなくなってしまったときの残置物の整理、それから次の方を入居させる際の原状回復のためのお金をいただくという観点から要している形になっております。こちらにつきましては、平成29年の民法改正がありまして、幾らでも保証人の方に請求できるというのは、やはり保証人の負担も大きいという形になっておりまして、県で極度額というものを、債務保証会社と同じく21カ月分を求めますという形で保証人の方にはお願いしています。

保証人の方につきましては、入居者の滞納月数が3カ月目になりましたら、入居者への納入指導をお願いしますという通知とあわせまして、これ以上滞納する場合は請求させていただきますという通知を告知いたします。滞納月が4カ月になれば、いよいよ家賃債務の履行請求という形で請求が行く形になっておりまして、保証人への家賃の債務の請求を平成16年12月から始めておりますけれども、令和4年3月31日時点で、これまで1億60万3,564円、保証人の方から支払いいただいている状況があります。

○**軽石義則委員** 県営公営住宅は、そういう意味では生活が厳しいところで公営住宅を選択せざるを得ないという方々が利用していただいていると思いますので、ルールはルール、平等性は平等性だと思いますので、しっかり対応することも大事だと思いますが、コロナ禍の状況を含めてこのような経済状況で、不平等にしろと言っているのではなくてある程度臨機応変な対応と、この時期を乗り越えればまた生活が維持、安定できるような状況をつくるために努力する上で、やはり住むところが基本になると思いますので、引き続きそれらについても支えていただくようお願いいたします。

2点目、道路の現状についてお聞きいたします。パトロールを一生懸命いただいで

いるのも十分理解はしておりますが、私もいろいろ走ってみると、県内広いので全ての県管理道路を完璧に補修できているかといえば傷んでいる道路も結構あるのではないかと思っているのですけれども、管理道路の補修の現状をお知らせください。

**○菅原道路環境課総括課長** 県の管理の道路の補修状況の質問でありますけれども、県の道路につきましては、路面等の状況について道路パトロール等によりまして目視で確認を行いまして、穴ぼこ、いわゆるポットホールといいますけれども、発生等の異常が確認された都度、その場で補修材等で穴埋め等の速やかな応急措置等を行っているところであります。

また一方、道路パトロールで軽微な穴埋め等の応急措置を行った上で、さらに対応が必要な箇所につきましては、これは年間委託契約しておりますが、道路維持修繕業務によりまして、改めてポットホール部、ひび割れ部分にアスファルト舗装をかぶせる、いわゆるパッチング補修などを行うなど、対応にも努めているところであります。

**○軽石義則委員** しっかり対応していただいているとは思いますが、やはりどうしても間に合わないところもあるのではないかとってはいるのですが、そういう管理上問題はないと言いながらも、道路の損傷によって事故等が発生していることも、県の賠償の状況など見てもたまに出てきているように思うのですが、事故の発生状況等はどうか。

**○菅原道路環境課総括課長** 県が管理する道路におきましての管理瑕疵による事故件数でありますけれども、今年度は11月末時点で17件発生しております。なお、この17件の事故の内訳でありますけれども、そのうちいわゆる穴ぼこ、ポットホールによるものが5件という状況であります。

**○佐藤ケイ子委員長** 質疑の目安の時間を経過しておりますので、よろしく願います。

**○軽石義則委員** しっかりと事故が起こらないような道路をつくっていただきたい。けがをしても申し出る人が全部ではないとも思っています。自分が悪くはないかもしれませんが、そこでけがをするなどしても県にお知らせが来ていない件もあるかもしれませんので、限られた人員ですけれども、そういう部分も手厚くフォローでき地域の皆さんとも連携して対応できるような、もしそういう状況でけが等あった場合は連絡をいただいて相談に乗りますというような周知をしっかりと、そうすると壊れているところの報告も来るとは思いますから、そういう県民の皆さんの御協力もいただければ、さらにそういう事故が少なくなっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

**○神崎浩之委員** まず、いわて建設業振興中期プラン2023（仮称）についてですが、最初の素案についてという資料の4のこれまでの経過でありますけれども、7月から建設業地域懇談会、団体別意見交換会をやっているのですが、これはプランに関係なく例年の通常のことなのですか。

今回の素案については、恐らくまだ意見聴取していなくて、2月中旬から下旬ぐらいに

初めて業界団体に意見聴取するのかどうかということを確認させてください。

それから、7月の建設業地域懇談会、団体別意見交換会では、どういう団体からどういう意見を寄せられているのか。それを踏まえての素案だと思うのですが、その辺お聞かせいただきたいと思います。

**○加藤技監兼河川港湾担当技監** まず、ことしの7月から9月にかけて行いました建設業地域懇談会でありますが、神崎浩之委員御指摘のとおり、近年開催させていただいているものであります。ことしもこのプランに限らず、実はことしちょうどプランの最終年でもありましたので、今のプランについてのいろいろな課題や現状などについての意見聴取はさせていただいたところでもあります。

次に、2点目の今後の意見聴取の件であります。ちょうどA4、1枚目の4のところの中段の12月中旬からのところで、パブリックコメントなどと同時に建設業団体等への意見聴取もここで行いまして、あと先ほど神崎浩之委員御指摘のとおり、2月中旬にも意見聴取をするということを今予定しているところでもあります。

3点目のことしの7月から9月にかけての建設業地域懇談会での意見でありますけれども、私が記憶しているところだと、まず事業量の確保という話とともに、やはり担い手の確保や、あるいはちょうど資材高騰等の話もありましたので、そういった契約変更等についての御意見等があったと記憶しているところでもあります。加えまして、ICTやそういったものについての御意見、どのようにして導入していったらいいのかなどそういった御意見について聴取したところでもあります。

**○神崎浩之委員** A3の素案の概要版の資料で、左の真ん中の表の黄色いグラフがあって、これを見ると本当に大変だと一目で理解いたしました。その中で、国土強靱化の赤い部分で、何とか東日本大震災津波前の事業量確保ということなのだろうと思っていて、右側の例えば働き方改革や生産性向上とありますけれども、このように計画を上げて、ICTにしてもいろいろとやはりお金がかかりますから、やはり仕事がないとやっていけないということですね。よく除雪なども言われるのですけれども、決まった工事量があればグレーダーも買えるのだけれども、仕事があるかどうかわからないのに設備投資できないのだということです。ですから、言われている計画は大変すばらしくて、働き方改革も進めなければならないと、それから生産性向上もやらなければならないということになるのですけれども、やはり仕事がないと整備できないということがあるので、そのあたりの声も聞こえていると思いますけれども、その辺はどのように計画の中で県が事業者を育成、支援していくのか。難しい回答だと思いますけれども、思いを教えてください。

**○加藤技監兼河川港湾担当技監** 先ほど地域懇談会の中で意見という形で、事業量の確保と申しましたが、建設投資額の確保についての御意見が最も多かったと記憶しております。それに対して県としてどう取り組んでいくかというところでもあります。今の時点、私どもとしましては、県内の安全、安心の確保、暮らしを支えるための公共事業、あるいは社会資本の整備、維持管理、老朽化への対応等につきましては、やはりしっかりと予算

を確保しながら進めていく必要があると思っております、今後とも必要な公共事業予算の確保に注力していきたいと思っております。

また、今国でやっています防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の予算等も活用しつつ、また加速化対策の期間終了後におきましても継続して国土強靱化、老朽化対策が進められるよう、国に働きかけていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 本当にそのとおりですけれども、多分団体に出しても、まずは仕事頂戴よと、でないといけないよと言われるような気がします。

通告は国道107号の件で、立派な仮設の橋ができました。これについては、本当に雪が降る前に開通して約束どおりだと思っておりましたが、ちょうど1週間たって、私も佐藤ケイ子委員長に連れていってもらって、建設途中から見させていただいて、ぜひとも11月30日の開通日には行かなければならないと思っております、1時半ごろ通ってみました。

そこで、皆さんが本当にいろいろと心配されていた冬場、片側一方通行で、まだ1週間しかたっていないのですけれども、例えば地元の声や常にあの場所を通過している業者も含めて、どのような声が届いているか。喜びの声もあると思っておりますけれども、その辺どのような声が届いているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**菅原道路環境課総括課長** 国道107号西和賀町大石地内の地滑りの災害復旧箇所につきましては、おかげさまで、神崎浩之委員お話しのとおり、本格的な積雪期前の先月30日の11時に通行再開できたところであります。現地の道路利用者からの声でありますけれども、苦情等はありませんが、降雪期に入ってまいりましたので、路面凍結を非常に心配される声も何件か届いているところであります。これにつきましては、既に路面凍結対策として凍結抑制剤の散布等々、重点的に対応しているところであります。

また一方、通行再開につきましては、地域の住民の皆様方など多くの方から安堵していただいた声、あるいは沿線の道の駅錦秋湖の営業の再開により観光を期待する声が寄せられていると承知しております。

○**神崎浩之委員** 本当によかったと思えました。私も道の駅に寄りましたけれども、地元の方々がやはりその日に来たいということで、買い物も食堂も結構いらっしやっていました。

それで、心配していたのは片側交互通行だったのですが、時間も1時半ぐらいだったので、あまり車もとまっていなかったのです。こちらも5台ぐらい、あちらも5台ぐらいだったのですけれども、あれは信号なのか、誘導員の目視でやっていくのか、夜間も含めてそのあたりをお聞かせください。

○**菅原道路環境課総括課長** 神崎浩之委員お話しのとおり、仮橋付近の前後570メートル区間、この基準点には24時間交通誘導員を配置いたしまして今対応しておりますけれども、この対応につきましては、現地で交通誘導員が車の渋滞状況、並んだ状況等を見ながら、通過時間等を大体勘案しながら、交通の処理をやっているところであります。

○**神崎浩之委員** それはいいと思っておりました。よく工事をやっていて、赤なのに全然



来ないなどということもあるのですけれども、臨機応変に誘導するというのはすごくスムーズで、本当に難なくとまって、そして通過してということで、よかったですと思います。ただ、やはりこれから誘導員の方は夜が大変だと思って、当日は小雨だったのですけれども、雪が降って大変だと思って見ていました。

思ったよりも立派な道路ができて、本当に心配していたことがなく、揺れることもなく、結構普通の橋でも大型トラックが来ると揺れたりするのだけれども、信号待ちしてもそういうこともなくて、逆にスムーズに動き過ぎて、あの橋のありがたみがないのではないかと思うくらいです。だから、我々のように建設途中から横から見て、えっ、あのようなどころを通るのだ、ああやってつくっていくのだということであれば、ありがたみも湧くのですけれども、本当に立派な道路で狭いと感じない。できれば余裕があれば脇にでも展望のようなどころがあって、皆さんの税金がこのように使われていますといったことを言いたいものだと思うのです。

そこで、先ほどの交通量の話、たまたま1時半ぐらいだったから少なかったのか、トレーラー、トラックといったものがなかったのです。1週間だからわかるかどうかわからないのですけれども、もともと1日の交通量をどのぐらいと捉えていて、どのぐらい通っているのか。あとは、時間帯別にも今後とっていくのか。夜、夕方、朝など、いろいろ心配なのですが、今後安全対策も含めて、交通量や時間帯などというのをやっていくのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

**○菅原道路環境課総括課長** 現在の国道107号の交通量であります。手元に細かい資料はありませんが、約3,700台強、それから大型につきまして約12%の大型車の混入と承知しております。そういった中で、今のところ交通量調査はしておりませんが、高速道路で流れた部分が元の交通量に徐々に、道路状況を見ながら、いろいろなドライバーの情報で転換されていくものと承知しております。

したがって、今後、時間帯といった話が神崎浩之委員からありましたけれども、時間帯の通行止めなどは現在のところ考えておりません。いずれ現在の片側交互通行の状況を見きわめながら、スムーズな通行の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

**○神崎浩之委員** 本当に立派な仮橋ができてよかったですと本当に思いました。やはり心配なのは凍結です。橋はどこでもそうですけれども、凍ってしまいます。通常の道路よりも橋の上は冷たくて凍るということで、快適過ぎるとスピードが出過ぎますから、やはり気をつけなければならないと思っていました。

あとは、通常は長距離の場合は高速道路を使う方も多いでしょうけれども、高速道路が閉鎖になって、みんな下に流れてきたときに、やはり渋滞などあるのではないかというのが心配になりますけれども、いずれそういう注意喚起なども含めて、今は本当に体制も整っていい感じだと思っていましたので、今後も見守っていただきたいと思います。

**○佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、食産業事業者における働き方改革の取組についてといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

連絡事項です。当委員会 12月の県内調査につきましては、12月14日に実施いたしますので、御参加お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。